

ビキニ水爆被災事件と労災認定訴訟、その経緯と争点について

ビキニ核被災検証会共同代表／生協きたはま診療所医師
間間 元



◆はじめに

1954年3月から5月にかけて米国が中部太平洋のマーシャル諸島で行ったキャッスル作戦という6回の核実験の時期には、周辺海域で多くの日本漁船がマグロ漁に従事していた。

66年後の本年3月30日、高知の元船員とその遺族13人、及び同時期に周辺海域を航行した小樽の貨物船の船医の遺族1人、計14人が行政処分取消と国に対する損失補償を求めて高知地裁に提訴を行った。被告は全国健康保険協会と国である。

この行政処分取消とは、船員保険被保険者の職務上の理由での継続療養給付や遺族給付の請求について、被告の船員保険部が行った不支給の決定の取り消しを求めるものである。

なお船員保険については、元は健康保険同様の政府管掌保険であったが平成19年の法改正によって平成19年1月1日以前の職務上の理由で発生した疾病や死亡への給付は、全国健康保険協会船員保険部が行うことになっている。

また原告らの損失補償の請求とは、水爆実験の当事者たる米国政府に対する被災船員の損害賠償請求権が1955年1月4日の日米合意によって失われたことに対する被告国に対する憲法第29条第3項に基づく請求であるが、本稿ではこの件に関する詳細は割愛する。

◆ビキニ事件とはどういう事件であったか

ビキニ事件とは、66年前の1954年3月16日、マーシャル諸島海域での操業を終えて焼津に帰港したマグロ漁船第五福竜丸乗組員23名の「原子病」報道に端を発する。

その後、国の速やかな判断で開始された全国18港での放射能測定調査で、遠洋マグロ漁船の漁獲物、船体や漁具、さらに船員の放射能汚染が次々と明るみになった。さらにマグロ漁船以外にも貨物船、貨客船、捕鯨船、更には水産高校実習船などにも放射能汚染が認められ、広島、長崎に次ぐ第三の被ばくとして社会的な大問題に発展していった。

事件発覚後のマグロ類限定の放射能調査で汚染魚廃棄隻数の統計を見ると、水産庁資料で856隻である。調査開始当初の3月～4月には船体汚染（マストやブリッジ、ビン玉などから検出）されても魚類には反応なしで水揚げとなった例もある。後述する日米間の政治決着の結果、政府の慰謝料配分閣議決定資料（1955.4.28）では992隻（廃棄が複数回の船あり）が補償対象となり、汚染魚廃棄による魚価損失は遠洋漁業にとって深刻な経済的被害を生じていた。加えて風評被害で沿岸漁業や寿司の消費までも落ち込んだのである。さらに日本全土に放射能を含む雨が降り、雨に濡れると毛が抜けると子どもまで恐れられた。

9月23日には第五福竜丸乗組員で入院中に重体に陥っていた久保山愛吉氏が「放射

能症性肝病変」で死亡した。このことも戦後6年間つづいた原爆報道規制が解かれ、ようやく原爆の人体への影響に気づきつつあった国民に大きな衝撃を与えた。

このような社会情勢の中、米ソ冷戦を背景に核兵器開発に力を注ぐ米国政府は原水爆実験の中止を求める国内外の運動の広がりを恐れ、サンフランシスコ講和条約発効まもない日本政府への圧力を強めて早期の政治決着を目指した。11月には東京で米国原子力委員会メンバー主導の「放射性物質の影響と利用に関する日米会議」が開かれて放射能の安全性が強調され、12月末日でマグロの放射能検査の打ち切りが決定された。

翌年1月4日には米国が第五福竜丸乗組員への見舞金とマグロ漁業者の魚価損失の代償として総額200万ドル(7億2千万円)を支払い、日本政府が「原子核実験により生じた日本国及び国民の一切の損害に関する請求の最終的解決として受諾する」ことで幕引きが図られた。

この合意をきっかけに、ビキニ事件に関する国会審議や報道が急速に姿を消すことになり、国民の意識から900隻を超える放射能汚染の船、数万人にも及ぶはずのビキニ被災船員はもちろん、第五福竜丸乗組員のその後の動向も見事に忘れ去られていったのである。

のちに再びビキニ被災船や被災船員の存在が知られるようになったのは、1985年からの高知県幡多高校生平和ゼミナールの活動によるところが大きい。当時から今日でもつづく被災船員の調査では、「ビキニへいった船員は早く死ぬ、それががんや白血病で死ぬ人が多い」という実態があり、当事者の船員が長い間口を閉ざし多くを語らないできた理由になっていたと思われる。

◆ビキニ被災漁船員の労災申請の経過

ビキニ事件から60年を経た2014年春、NHK広島局がNHKスペシャル「ビキニ水爆実験60年目の真実」を制作することになり、広島大原爆放射線医科学研究所名誉教授星正治氏(放射線計測、線量評価分野)をリーダーに科学者チームが発足し、被災船員の聞き取り調査だけでなく染色体異常率の検査、歯のエナメル質を使う電子スピン共鳴法(ESR)での被ばく線量の推定を行なった。高知、岡山、神奈川、宮城に居住する19名の被災船員の調査結果が8月6日に全国放映されたが、その結果は船員の染色体異常率から換算した被ばく線量が平均で約100mSv、ESRで測定された元船員の線量は319mSvと推定された。

加えて2014年9月、厚労省が高知の幡多高校生平和ゼミナール顧問の山下正寿氏らの請求でようやくビキニ事件関係の公文書を開示し、船舶ごとの被災資料が明らかになった。

私は第五福竜丸元乗組員のC型肝炎への療養給付の経験から、2004年のビキニ被災50年国際シンポジウムで現行法内での元船員の救済方法の一つに船員保険の活用があることを提案していたが、それが公文書の公開と科学者チームの調査結果で現実となった。

2016年2月、高知の元船員10名、宮城の船員1名が船員保険労災の申請を行った。中には病院のカルテ廃棄などの理由で申請書類が整わず断念したケースもあったが、そのような元船員とその遺族の一部はその後同時に進行した国賠訴訟の原告になっている。

◆船員保険部は調査せず、有識者会議に丸投げ

労災申請を受理した船員保険部は2016

年8月に量子(当時)の明放射線分野の者会議を公表、そのを決定した。

その理由はるような被ばくものである。討以前に、その性降下物をシヤル諸島の2.2mSv)とばくはしてい

ここで2つは報告書性、もう一つ100mSvを超者でもない船公衆の追加給ではないかと

なお、座長合研究所理事置している原労災の判定に外に関する検査判定の主導

審査の中でちろん、社会ち代理人の要聞き取り調査労災案件ではある。被保険たることは言わ

◆有識者会議量測定法

報告書が行

年8月に量子科学技術研究開発機構執行役（当時）の明石真言氏を座長に、原子力・放射線分野の名だたる研究者からなる有識者会議を立ち上げ、2017年12月に報告書を公表、その13日後に11名全員の不支給を決定した。

その理由は、申請疾病の発症の原因になるような被ばく線量は認められないというものである。申請疾病の放射線起因性の検討以前に、そもそも申請者の船は局地放射性降下物を浴びておらず、最大でもマーシャル諸島の南部環礁の被ばく線量（約2.2mSv）と同程度で疾病を起こしうる被ばくはしていないという判断である。

ここで2つの争点が浮かび上がる。一つは報告書が判断した線量計算の信憑性、もう一つは現行の被ばく労災基準（約100mSvを超える線量）を放射線業務従事者でもない船員に適用してよいのか、一般公衆の追加線量基準の1mSvで判断すべきではないかという問題である。

なお、座長の明石氏は前職の放射線医学総合研究所理事当時から厚労省労働基準局が設置している原子力発電所作業員などの被ばく労災の判定に係る「電離放射線障害の業務上外に関する検討会」の委員であり、被ばく労災判定の主導的立場にある人物である。

審査の中では、処分庁の船員保険部はもちろん、社会保険審査官も誰ひとり、私たち代理人の要請にもかかわらず申請者への聞き取り調査を一切行わなかった。通常の労災案件ではあるまじき権利無視の態度である。被保険者の人権を尊重し、調査に当たるとは当初から期待できない状況であったと言わざるを得ない。

◆有識者会議報告書の根拠は66年前の線量測定法

報告書が行った被ばく線量計算では、大

気中からの外部被ばくや大気への吸入や汚染魚類の食事などからの内部被ばくを考慮してもセシウム137で数mSvにしかならないというものである。

だが報告書が用いた基礎資料は1954年当時の米原子力委員会（AEC）が軍と一体となっておこなった放射能測定データであり、今日では用いられない旧式の方法で集められたものである。もちろん軍事機密とされていて極秘資料となっていたが、関連した文書を米国国立公文書館で発掘した研究者によればこのデータの欠陥は当時の測定関係者の報告書でも指摘されていたのである。

AECのデータは、広い太平洋のわずか10数カ所の島嶼の測定ポストに置かれた粘着テープ上に付着した放射性降下物の総量を54年7月1日現在として測定したもので、被災した漁船の近くで測定したデータがないどころか、ビキニ環礁直近のロンゲラップ環礁でさえも測定していない。

つまり報告書が示す線量には、核実験直後に発生する放射能雲（キノコ雲）の傘よりも柄の部分から発生する局地放射性降下物（この中には放射化したサンゴ礁の碎片や高線量の短半減期放射性生成物が多量に含まれる）の測定が全く含まれない。当時、放射性降下物についての認識はネバダの砂漠でのキロトン級の核実験データのみで、太平洋では風向きや天候、降雨などで放射能雲や降下物の流れを全く予想できない実態であったことが当事者の著書でも明らかである。この放射能雲はその時の天候、気流の流れにより帯状に移動し、いくつものホットスポットを作るが、有識者会議の報告書ではこうしたごく当たり前の事実を全く無視して、机上で、広く薄まった1緯度角（111km平方 = 12,300平方km）上での平均的線量計算を基に漁船の航跡を入れて計

算したに過ぎない。しかも線量はこうした計算で推定された外部被ばく線量なので、これに基づく内部被ばく線量の推定も全く無意味な数字である。

◆太平洋上でもホットスポットができていく事実

第五福竜丸の場合は、爆心から200km以内だったので高線量(2000～7000mSv)の局地放射性降下物(これが“死の灰”と称された)に見舞われたが、報告書の方法ではわずか0.08mSvにしかならない(広島の数学者グループの計算)。陸上であれば旧ソ連の核実験場セミパラチンスク周辺のように、あるいはチェルノブイリ事故のように、さらには福島原発事故のように、土壤中に残された放射性降下物測定によってホットスポットが証明できるが、海洋の降下物は測定できない。

最近私は、当時AECの核防護の専門家として実験に参画し、第五福竜丸の調査でも来日していたアイゼンバッド氏の著書「環境放射能 第4版1997」の中に、1956年7月のビキニでの5メガトンの実験(テワ実験)で280～330kmの範囲で局地放射性降下物が広がり、中に2つもホットスポット(高線量域)ができたことを紹介していることに気づいた。第五福竜丸をはじめ多くの日本漁船が遭遇した3月1日のブラボー実験は15メガトン、3月27日のロメオ実験は11メガトン、4月26日のユニオン実験は約7メガトン、5月5日のヤンキー実験は13.5メガトン、つまりテワ実験に比較し2倍から3倍近い核出力の実験の中で漁船群は操業していたので、400～1200km離れていたとしてもホットスポットを作る局地放射性降下物で相当な被ばくをした可能性が十分示唆される。さらに長期に渡って海そのものも放射性降下物で汚

染されていたことも、5月中旬から7月にかけて周辺海域の調査で派遣された水産庁の調査船・俊鶴丸によって明らかにされた。

また2014年に米コロンビア大学核研究所のグループがマーシャル諸島の環礁の土壤調査でホットスポットを発見し、PNASという米国の学術誌に報告していることを知った。これもホットスポットが狭い環礁の上でもできていたという事実を証明した調査である。

広島の数学者グループを率いる星正治氏が強調するのは、染色体や歯の測定は近年確立した科学的方法での確かな実測値であり価値の高いものだということである。被災船員に対して2014年に数学者グループが行った染色体異常率による推定線量、歯のESRで推定された線量は前述のように染色体法で平均約100mSv、ESRで約300mSvであり、このことも漁船がホットスポットを作る局地放射性降下物を浴びた可能性を十分に示唆している。

◆社会保険審査会の全員却下にめげず提訴へ

昨年5月16日に行われた社会保険審査会の公開審理では、申請人の代表代理人として私も総括的意見を述べ、遺族や元船員を支えてきた高知の代理人も大いに意見を述べたが、船員保険部からの具体的な主張、反論は口頭ではなくすべて後日文書で提出するというものであった。ただ出席した審査会参与のほぼ全員が意見を述べ、船員保険部の審査のあり方への批判も含め、認定を許容すべきという発言も何人もからなされた。しかし4ヵ月後に出了された審査会の決定は全員棄却であり、結局船員保険部の意見を採用したものに過ぎなかった。

高知では、その前に提訴していた国家賠償訴訟が地裁に続き高裁でも敗訴となったため、審査会での棄却決定という事態に、

申請した元船員が訴訟に勝った。

しかし高知の船員が訴訟に勝った。しかも、国庫の若手には南拓人護団が結成された。原告とな

ビキ

1 ビキニ環礁事件の提訴

2020年3月の弁護団のたある処分所に提訴し、そのある合衆国がマ行った合計ル作戦、により、操業くし、これ療を行って員の遺族が年金又は遺船員保険上

申請した元船員や遺族の反応が気になっていた。

しかし高知からは1人の遺族を除いて全員が訴訟に前向きという知らせであった。しかも、国賠訴訟のときとは異なり、法テラスの若手弁護士の参加が相次ぎ、提訴時には南拓人弁護士をはじめとして7人の弁護団が結成されていた。

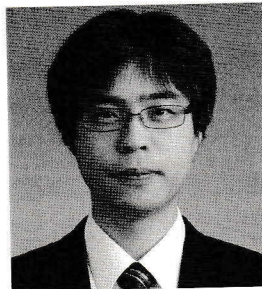
原告となった元船員はすべて80歳台後

半であり、その多くが健康不安を抱えている。労災申請から4年が過ぎ、既に3人が無念のうちに他界した。若い遺族の頑張りは期待できるが、当事者のこれまでの悩み、苦しみを法廷でどれだけ反映できるか課題も多いが、多くの支援者とともに勝訴に向けて万全の準備をすすめたいと思っている。

(2020.5.10 記)

ビキニ事件の被ばく船員に救済の途を

ビキニ環礁水爆実験行政処分取消等訴訟弁護団長
弁護士 南 拓人



1 ビキニ環礁水爆実験行政処分取消等請求事件の提訴

2020年3月30日、12名の原告が、7名の弁護団のもと、全国健康保険協会のなしたある処分の取消しを求め、高知地方裁判所に提訴した。

そのある処分とは、1954年にアメリカ合衆国がマーシャル諸島のビキニ環礁等で行った合計6回の水爆実験（通称キャッスル作戦、以下「本件水爆実験」という）により、操業中のマグロ漁船等の船員が被ばくし、これにより疾病を発症し、現在も治療を行っている元船員や既に死亡した元船員の遺族が、船員保険上の療養給付、遺族年金又は遺族一時金を申請した（要するに、船員保険上の労災の申請である）のに対し、

保険者である全国健康保険協会がそのすべてを不承認又は不支給とした処分である（以下「本件処分」という）。

7名の弁護団は、この裁判をビキニ環礁水爆実験行政処分取消等請求事件と名付けた。ここで、「取消等」というのは、本件処分の取消しの他、上記12名を含む14名の原告が、国に対し、損失補償請求も求めているためであるが、これについては後述する。

2 提訴の経緯

(1) ビキニ事件

アメリカ合衆国が行った本件水爆実験より、第5福竜丸を含む延べ約1000隻の漁船、そして1万数千人の漁船員が被ばくをした。

1955年1月4日、国は、アメリカ合衆国との間でいわゆる日米合意を行い、同国から200万ドルの見舞金を受け取り、同国の法的責任を不問とする政治決着を行った。

国は、これ以後の被災調査を打ち切り、第5福竜丸を除く被災船の船主に対しては、マグロの廃棄処分等に対するわずかな補償金を支払ったのみで、健康被害に対する救済措置は講じず、延べ約1000隻の漁船、1万数千人の漁船員の被ばくという事実は、「第5福竜丸事件」だけに矮小化され、戦後史の闇の中へと葬られた。

(2) 公文書公開～国家賠償請求訴訟

2014年9月19日、厚生労働省は、ビキニ事件に関する公文書を公開し、同年10月にはさらに追加の公開を行った。これにより、ようやく、これまで闇に葬られていたビキニ事件の全容が明らかとなってきた。

これを受けて、2016年5月、本件水爆実験により被災した船員やその遺族らが原告となり、国がこれまでビキニ事件に関する情報を開示せず、また何らの法的救済措置も行わなかったことに対する国の責任を問う国家賠償請求を提起した。しかし、第一審及び控訴審は、国の責任を認めず、原告らは上告を断念した。

(3) 労災申請

2016年には、上記国賠訴訟の原告の一部や、その他本件水爆実験により被災した船員ら11名が申請者となり、全国健康保険協会に対し、上記のとおり船員保険上の労災の申請を行った。しかし、同協会は、いずれの申請も認めないという本件処分を行った。本件処分がなされた主たる理由は、被ばくと疾病との因果関係であった。すなわち、「放射線による健康影響が現れる程度の被ばくがあったとすることを示す結果は確認できなかった」というものであった。

申請者らは、同協会による本件処分に対

し、審査請求を行ったものの、本件処分が覆ることはなかった。そこで、さらに再審査請求を行った。

(4) 公開審理への参加

私は、ビキニ事件の国賠訴訟の訴訟代理人の1人であったことから、再審査請求において2019年5月に行われることとなっていた公開審理に先立ち、支援者の方からお声がけいただき、当該公開審理に代理人として参加することになった。ビキニ事件の労災申請に私が関与するのは、これが初めてであった。

(5) 再審査請求棄却～提訴

同年9月、再審査請求が棄却された。これにより、被災船員らに残された途は、本件処分の取消しを求めて裁判を提起するか、裁判は諦め、立法等による救済を求める活動に舵を切るかの二つであった。

結論はすぐに出なかった。被災船員（その高齢化は顕著であり、労災申請後に亡くなった者もいた）や支援者の一部は、疲弊し、半ば諦めかけていた。また、当時の高知県知事が条例制定による被災船員の救済に積極的な意向を示していたこともあり、当初、裁判は断念するという声も聞かれた。

しかし、同年12月、裁判をすることで、立法等による救済を求める活動の背中を押すことができるのではないかという思い、また、これまで何らの法的救済を与えられなかった被災船員が、今度こそ救済を与えられるべきだという強い思いから、本件処分の取消しを求める裁判を提起することが決まった。

私は、公開審理への参加を打診されて以降、今後裁判になった際には弁護団に加わってほしいと声掛けを行い、6名の弁護士に名乗りをあげていただいていた。

提訴が決まって以降、7名の弁護団で何度も協議を行い、本件処分の取消しだけで

はなく、国に

した。
損失補償
件水爆実験
害について
賠償請求権
合意により、
くなり、こ
牲になった
に基づき、国
補償を求め

我々弁護
で、被災船
れるように
どうか訴
た（再審査
う期間制限
制限期間内

なお、201
及びその遺
訴時点で、
の、審査請
過していた
により、原

また、当
者の死亡に
の中には、
原告数は、
船員本人は
訴までの間
た)。

3 裁判の争

(1) 因果関

本件処分
上記因果関
本件処分
において被
られなかつ

はなく、国に対し損失補償を求めることとした。

損失補償請求の内容は、被災船員は、本件水爆実験で被災したことにより被った損害について、アメリカ合衆国に対する損害賠償請求権を有していたが、1955年の日米合意により、それを行使することができなくなり、これが公共のために私有財産が犠牲になったものとして、憲法29条3項に基づき、国に対し、当該犠牲による損失の補償を求めるものである。

我々弁護士は、十分な準備期間がない中で、被災船員がどうか法的救済を受けられるようにという思いを一つにしながらい、どうか訴状を完成させ、提訴にこぎつけた（再審査請求後の提訴には、6ヵ月という期間制限があったため、どうしてもその制限期間内に提訴をする必要があった）。

なお、2018年に、追加で3名の被災船員及びその遺族が労災申請を行っており、提訴時点で、審査請求の途中であったものの、審査請求を行ってから3ヵ月以上が経過していたため、行政事件訴訟法上の規定により、原告に加わった。

また、当初の申請者やその承継人（申請者の死亡によりその手続を引き継いだ者）の中には、提訴を断念する者もいたため、原告数は、合計で14名となり、うち被災船員本人は4名であった（労災申請から提訴までの間に、3名の被災船員が亡くなった）。

3 裁判の争点等

(1) 因果関係

本件処分の取消し請求の主たる争点は、上記因果関係である。

本件処分、そして審査請求、再審査請求において被ばくと疾病との因果関係が認められなかったのは、100mSvを超える放射

線被ばくが認められないという理由であり、100mSv基準に立ったものであった。

我々弁護士は、この因果関係の立証をするにあたり、数字（被ばく線量）の立証ではなく、被ばく後の体調の変化や、同僚船員の疾病発症状況等、様々な事実を積み上げていくこととした。

その理由は、100mSv基準自体に対する疑問があったことは間違いないが、むしろ、国が本件水爆実験による被災調査をほとんど行わないまま打ち切り、そこから60年以上の長い年月が経過したことで、今更被ばく線量を立証することがほぼ不可能であったからに他ならない。

もっとも、そのような消極的理由だけではない。本件水爆実験による船員の被ばくの特徴として挙げられるのが、一つの船という特定の集団が同時かつほぼ同様の条件で被ばくしていることである。だから、その集団に属していた者の特定ができるし、原告個人の体調変化だけでは特段の異変が見いだせないとしても、同僚船員らの疾病発症状況を加えて観察すれば、そこから異変が見いだせるかもしれないのである（そして、その異変が放射線被ばくによるものであることが合理的に説明できるとなれば、立証は奏功するはずである）。事実の積み重ねという立証方法は、この特徴を有効に使うことができるのである。

(2) 消滅時効

因果関係以外に争点となると解されるものの一つが、消滅時効である。

被災船員が亡くなった場合、その遺族が遺族年金を受給するには、死亡から5年以内の請求が必要である。

しかし、一部の原告は、この期間を大幅に超過して遺族年金の請求をしており、消滅時効が成立しているとの反論が予測される。

これについて、再審査請求においては、2014年にビキニ事件に関する公文書が開示されるまでは、被ばく状況等の詳細が不明であり、請求をすることが不可能であったことから、消滅時効の始期はその公文書開示時点であるとの主張を行ったが、裁判においてどのような主張をするかは、今後、弁護団として協議していくこととなる。

(3) 損失補償請求について

いくつか争点となり得るものが予想されるが、まずは、被告側の主張を待ちたいと思う。

なお、国賠は、国の作為又は不作為の違法性が認められなければならないが、一般にそれが容易なことではないが、損失補償請求は、国の行為の違法性を前提とするものではなく、したがって、日米合意が違法であるとの認定は不要であるから、この点に限れば、国賠よりも立証のハードルは下がるものといえる。

4 裁判の意義

被災船員は、水爆実験のことを何ら知らされぬまま、いつものとおり漁船や貨物船

に乗り組んで海へ出て、いつものとおり漁等を行い、いつものとおり海水で体を洗い、釣った魚を食べ、そして被ばくした。

彼らには、何らの落ち度もなく、被ばくを甘受すべき理由は一切ない。それにもかかわらず、彼らは、これまで、一切の法的救済を否定されてきた。そればかりか、十分な調査や、情報提供すら行われてこなかった。

国に対する損失補償請求をも行い、国も被告としたのは、まず、国にこれらの事実としっかりと向き合ってもらうためである。

そして、この裁判は、被災船員又はその遺族が法的救済を受けられるようにするものであることは当然、それだけでなく、今後、原告となっていない被災船員らも裁判によらず法的救済を受けられるよう、国等が立法等の措置を行うための足がかりとなり得るものと信じている。

このように、この裁判は、単なる勝ち負けを超えた、大きな意義を有していると考ええる。

以上

特に、第

はじめに

今回は、「活動、特に、人権」全国研について、

1 東京電力「原発と島の関係

2011年3月、福島第一原発による被害から9年以上経ち、人を超える人が故郷に帰る生活基盤が

「原発と人権」青年法律家協会、日本弁護士連合会、日本司法研修所などの協賛により、日本司法研修所にて、2日間、第1回目が開催された。「原発と人権」シンポジウムは、多様なテーマを扱う。参加する法律家が学習交流を

初日全体会
関係訴訟（